

令和 7 年 1 1 月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課工事担当

現場代理人及び主任技術者等の継続雇用確認について

これまで、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領に基づき、現場代理人及び主任技術者等の継続雇用を確認してきましたが、確認書類のうち健康保険被保険者証については、有効期限が令和 7 年 1 2 月 1 日までとなっておりますことから対象外として、次のとおりとします。

1 継続雇用の確認書類

- (1) 監理技術者資格者証(写し)
- (2) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書(写し)
- (3) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写し)
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)
- (5) 所属会社の雇用証明書(写し)
- (6) 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

2 実施日

令和 7 年 1 2 月 1 日以降に公告する建設工事等の請負契約から